

平成21年度 決算に基づく健全化判断比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）の規定により、平成21年度決算に基づく岩美町の健全化判断比率及び資金不足比率を公表します。

■財政健全化法と健全化判断比率等

地方公共団体は、毎年度の決算に基づいて財政の健全化を示す指標（比率）を算定し、監査委員の監査を経て議会や住民の皆さんに公表することが義務付けられています。それぞれの指標は、率が低いほど健全な財政状態であると言えます。各指標に定められた「早期健全化基準」や「財政再生基準」を超えてしまうと、健全化又は再生に向けた計画に沿って財政運営を行わなければなりません。最悪の場合、後年度に予定していた事業ができなくなり、さらには住民の皆さんに負担の増加をお願いしなければなりません。そうならないために、問題点を早期発見、早期是正し、健全な財政運営を行っていく必要があります。

項 目	説 明
実 質 赤 字 比 率	一般会計等（※1）の赤字額が、標準的な収入の規模に占める割合
連結実質赤字比率	一般会計等と特別会計の赤字額に、公営企業会計（※2）の資金不足額を合わせた額が、標準的な収入の規模に占める割合
実 質 公 債 費 比 率	一般会計等が借金の返済に充てた額など実質的な公債費が、標準的な収入の規模に占める割合
将 来 負 担 比 率	一般会計等が将来負担すべき実質的な負債額が、標準的な収入の規模に占める割合
資 金 不 足 比 率	公営企業会計の資金の不足額が、営業収益の額に占める割合

※1 岩美町の場合、一般会計、住宅新築資金等貸付特別会計及び代替バス運送事業特別会計を指します。

※2 岩美町の場合、集落排水処理事業特別会計、公共下水道事業特別会計、水道事業会計及び病院事業会計を指します。

比率が低いほど
健全な財政状況で
あると言えます

■岩美町の比率

平成21年度決算に基づく岩美町の健全化判断比率等は、以下のとおりです。

項 目	平成21年度 決 算	平成20年度 決 算	早期健全化基準	財政再生基準	参考：県内市町村の 平均値
実 質 赤 字 比 率	なし	なし	15%	20%	なし
連結実質赤字比率	なし	なし	20%	40%	なし
実 質 公 債 費 比 率	13.4%	14.2%	25%	35%	18.4%
将 来 負 担 比 率	80.6%	68.1%	350%	なし	111.9%
資 金 不 足 比 率	なし	なし	20%	なし	

各比率の説明

- ・実 質 赤 字 比 率：一般会計等において実質赤字は発生しなかったため、実質赤字比率は「なし」となっています。
- ・連結実質赤字比率：すべての会計において実質赤字及び資金不足は発生しなかったため、連結実質赤字比率は「なし」となっています。
- ・実 質 公 債 費 比 率：一般会計等における公債費が減少したことなどにより、比率が下がっています。
- ・将 来 負 担 比 率：公営企業会計の公債費に対する一般会計等の負担見込み額が増加したため、比率が上昇しています。

なお、県内市町村との比較では、実質公債費比率はもっとも低く、将来負担比率は6番目に低い結果となりました。